

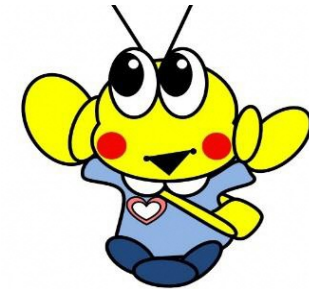
第2期荒尾市子ども・子育て支援事業計画(素案)の概要

1 計画の背景と趣旨

◆子ども・子育てを取り巻く環境が大きく変化する中、次代を担う子ども・子育てへの支援は国全体で取り組むべき課題であり、本市でも法定計画として「荒尾市子ども・子育て支援事業計画」(平成27年度～令和元年度)を策定し、子ども・子育て支援事業の推進を図ってきました。

＜荒尾市子ども・子育て支援事業計画に基づく主な取組＞

- ・公立保育所(園)の一部民営化及び私立保育所(園)の定員拡充
- ・地域型保育事業所や放課後児童クラブの新設
- ・保育士家賃補助事業をはじめとした待機児童対策
- ・利用者支援事業や一時預かり事業(一般型)の開始



◆国においては、「子育て安心プラン(平成29年6月)」、「新・放課後子ども総合プラン(平成30年9月)」における保育及び放課後児童クラブの量的拡充が推進されたほか、令和元年10月に開始した幼児教育・保育の無償化により、3～5歳児全ての子ども(住民税非課税世帯については0～2歳児も対象)が質の高い教育・保育が受けられるよう、教育・保育に係る経済的負担の軽減が図られています。

◆また、児童福祉法の改正(平成28年5月)や子どもの貧困対策の推進に関する法律の改正(令和元年6月)により、児童権利条約の精神に則り、親の妊娠期からの切れ目のない包括的な支援を推進していくこと等が示されました。

◆これまでの国の動向や本市の取組を踏まえ、各種子育て支援事業を一層促進させることを目指し、「第2期荒尾市子ども・子育て支援事業計画」(令和2年度～令和6年度)を策定します。

◆「第2期荒尾市子ども・子育て支援事業計画」策定に当たっては、有識者や子ども・子育てに関わる関係者等の幅広い分野からの意見を踏まえるため、荒尾市子ども・子育て会議条例に基づき、「荒尾市子ども・子育て会議」における審議を行いました。

2 第2期計画(素案)の位置づけと方向性

1 子ども・子育て支援法に基づく法定計画としての位置づけ

前期の計画である「荒尾市子ども・子育て支援事業計画」の後継計画として、子ども・子育て支援法に基づく5年を1期とした法定計画と位置づけ策定します。(計画期間:令和2年度から令和6年度まで)

2 新たな位置づけの追加

児童福祉法改正に伴い、子どもの権利擁護の推進、児童虐待の発生予防等に関する体制強化が求められており、国の指針にも追記されました。また、子どもの貧困対策推進法の改正により、市町村における子どもの貧困対策に関する計画策定が努力義務とされ、市としての方針立てや新たな計画の策定が必要となっています。

3 計画の一体的策定(前期計画からの発展)

それぞれの法改正等における目的や基本理念は、「児童権利条約の精神に則り推進されていくこと」が示されていることや、「妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行うこと」が示されている等、子ども・子育て支援事業計画に掲げる基本理念・目標と同じ方向性となっています。

また、取り組むべき施策や事務事業も重複する部分が多いことから、第2期の計画においては、本市の「子ども・子育て支援事業計画」に、「子どもの虐待防止対策方針」と「子どもの貧困対策計画」を内包するものとし、一体的な計画とすることで、施策や事務事業の効果的な運用と事務の効率化を図ります。

	平成27年度～令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
子ども・子育て支援事業計画(法定)						
子どもの虐待防止対策方針(任意)						
子どもの貧困対策計画(努力)						

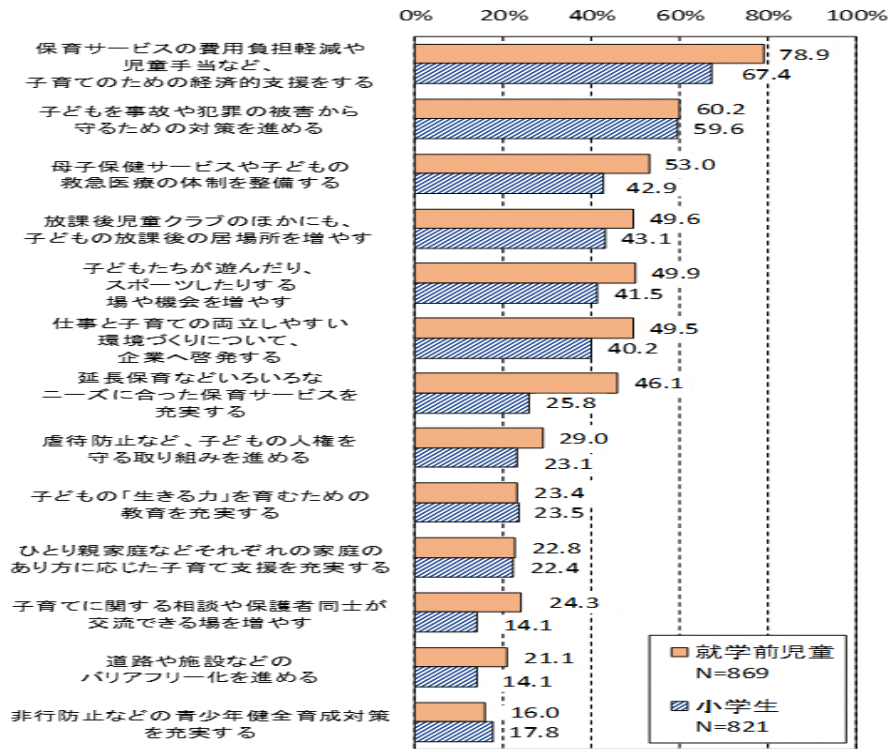
【子ども・子育てを取り巻く現状と課題】

人口推計においては、今後も人口減少と少子高齢化が進むことが予測されますが、女性の社会進出の増加等により、教育・保育のニーズは高い水準で推移することが見込まれるほか、多様化している現状があります。

質の高い教育・保育の確保と、親の妊娠期からの切れ目のない多様な支援を行うため、関係機関(者)の更なる連携強化を図りながら取り組む必要があります。

グラフ① 子どもを健やかに生み育てるために市に期待すること

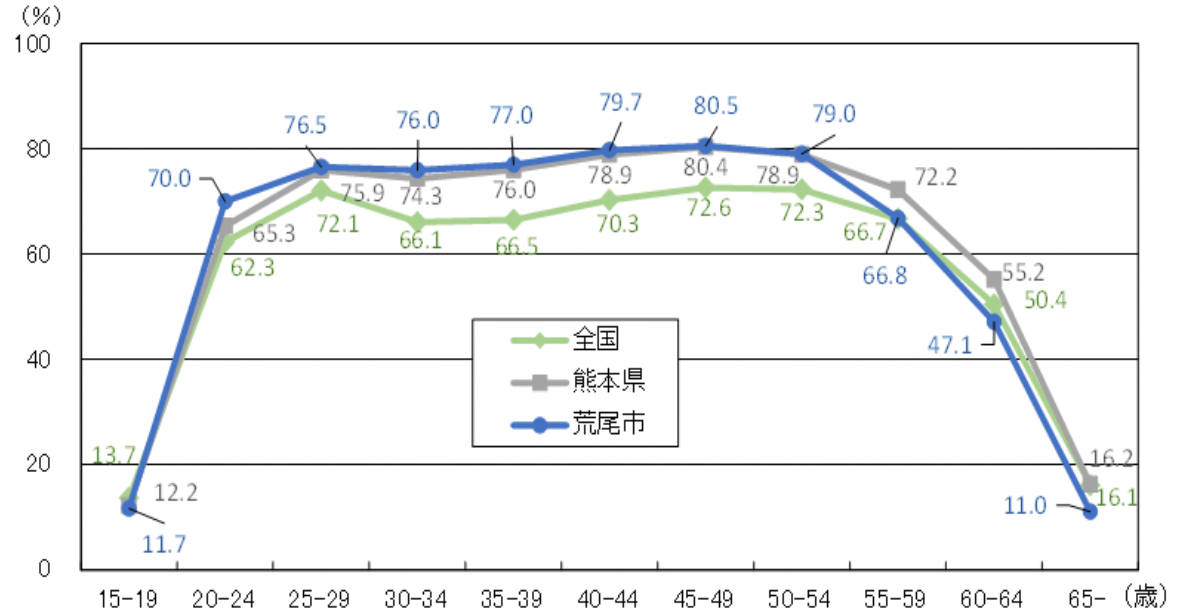
計画書素案P22



資料：アンケート調査結果

グラフ② 女性の年齢階層別労働力率（国・県との比較）

計画書素案P12



資料：国勢調査（平成27年）

【前期計画の評価】

教育・保育等の確保に関する法定計画である「荒尾市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、保育の受け皿拡充や保育士確保をはじめ、子どもと子育て支援の充実を図ってきました。待機児童の解消に関する課題については、継続的に取り組むことで、第2期計画期間内での待機児童解消を目指します。

事業分類	量の見込み	確保方策	備考
就学前の教育・保育	△	△	低年齢児の保育ニーズが見込みよりも高く、利用定員の変更等、量の確保に努めたが、待機児童の解消には至らなかった。令和元年度に地域型保育事業を新設したため、今後も利用調整を継続的に行うとともに、保育士等マンパワーの確保に努める。
地域子ども・子育て支援事業 (11事業)	△	○	各事業ともニーズに対応した量を確保できた。今後も継続的な事業実施を行い、より質の高いサービスが提供できるよう努める。

△：一部計画どおり実施できない部分があった ○：計画通り実施できた

【基本理念と基本目標及び主な取組】

子ども・子育て施策の推進に当たり、計画の基本理念を次のとおり掲げます。

未来(あす)に羽ばたく子どもらを ともに育てる街 あら' お

すべての子どもたちが豊かな愛情の中で心身ともに健やかに育てられ、生きる喜びと未来(あす)に羽ばたく力を育むことが、荒尾市民全体の願いです。

また、児童福祉法改正により、児童が権利の主体であること、意見を尊重されること、最善の利益を優先されること等が明示され、本市としても子どもの権利を尊重した取組に努めなければなりません。

地域を挙げて子どもをともに育て、子どもとともに育ち合う風土、子育ての楽しさ・大切さの発見と感動をあらゆる人々が分かち合える風土を、「あら'お」のまちにしっかりと築けるよう、子ども・子育て支援事業の展開を図ります。

基本目標1

子どもが健やかに成長するための環境づくりを進める

- 教育・保育事業
- 放課後児童健全育成事業
- 一時預かり事業
- 子ども医療費助成 など

基本目標2

地域みんなで子どもを見守り育てる

- 【新】子ども家庭総合支援拠点
- 地域子育て拠点事業
- ファミリー・サポート・センター事業
- 母子保健推進員活動 など

基本目標3

子育て家庭の不安を解消する

- 【新】子育て世代包括支援センター
- 利用者支援事業
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 家庭児童相談 など

基本目標4

さまざまな子育て家庭に配慮した支援を提供する

- 【新】子ども家庭総合支援拠点
- 子育て短期支援事業
- 就学前支援事業
- 巡回相談事業
- 里親制度の周知 など

基本目標5

安心して子どもを生まみ育てることができる社会を推進する

- 【新】子育て世代包括支援センター
- 妊婦健康診査
- 病児・病後児保育事業
- 養育医療費助成 など

【第2期子ども・子育て支援事業計画における重点的な取組】

重点的な取組	内 容
<p>【継続】 幼児期の教育・保育の充実</p>	<p>女性の社会進出の増加、就労形態の多様化に因應するため、認可保育所や認定こども園の定員枠の維持に努め、定員の弾力運用も活用しながら待機児童の解消に努めます。また、公立保育所についても当面の間、維持する方針とし、老朽化した施設については修繕・改修に努めます。</p>
<p>【拡充】 放課後児童クラブの受入枠拡充</p>	<p>保護者の就労等により、放課後児童クラブの利用希望者は高学年児童を含め年々増大しています。そのため、国が示す「新・放課後子ども総合プラン」に沿った受入枠拡充を図ります。また、放課後児童クラブと放課後子ども教室との連携や、特別な配慮を必要とする子どもの受入推進等、事業の充実に努めます。</p>
<p>【新規】 子育て世代包括支援センターの整備</p>	<p>母親の妊娠期からの切れ目のない支援を行うため、子育て世代包括支援センターを令和2年度に開設し、妊娠・出産・子育てに関する相談をワンストップで受け、必要に応じた個別支援の実施に努めます。 また、更なる支援充実のための施設整備の検討も進めていきます。</p>
<p>【新規】 子ども家庭総合支援拠点の整備</p>	<p>子どもの安全や健やかな成長が脅かされる児童虐待の早期発見・早期対応及び子どもの貧困対策推進のため、子ども家庭総合支援拠点を令和2年度に開設し、支援を必要としている子どもやその世帯等に対する適切な支援に努めます。</p>

【児童虐待防止対策の充実(子どもの虐待防止対策方針)】

改正児童福祉法の基本理念に則り、児童虐待の発生予防、児童虐待発生時の迅速・的確な対応、被虐待児童への自立支援等について、関係機関(者)との連携を強化し、きめ細やかな対応に継続的に取り組みます。

荒尾市における児童虐待の内容別対応件数 (件)

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
身体的虐待	14	23	22	18
ネグレクト	30	52	51	33
性的虐待	0	0	0	1
心理的虐待	30	37	34	35
合計	74	112	107	87

資料 荒尾市すこやか未来課

【子どもの貧困対策の推進(子どもの貧困対策計画)】

改正子どもの貧困対策推進法の目的や基本理念に基づき、子どもの貧困対策を効果的に進めるに当たり、「教育の支援」、「生活の安定に資するための支援」、「保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援」、「経済的支援」という4つの観点から支援を行うこととし、貧困が世代を超えて連鎖しないよう、関係機関(者)と連携して各種支援制度の周知や相談体制の充実に努めます。

■ 子どもの生活実態調査(荒尾市版)の分析結果 ■

本市の子どもの貧困率：11.8%

本市のひとり親の貧困率：31.9%

＜教育環境＞

・貧困層では経済的負担を理由に、進学先を高等学校までと回答した人が、貧困層以外と比べて多い。

＜生活環境＞

・貧困層において、歯磨きや起床・就寝等の規則正しい生活習慣の定着が弱い。

＜社会的環境＞

・貧困層では自己実現や自己肯定感が低くなっている。

＜経済状況＞

・世帯全員の年間所得合計額は、貧困層で150万円～200万円が多い。

・貧困層では「食費を切り詰めた」が半数以上となっている。

・貧困層では各種手当や援助制度について「受けたいが申請方法が分からない」が2割程度となっている。

6

計画の推進体制

【行政及び関係機関相互による推進体制】

行政だけでなく、子ども・子育てに関する事業関係者や地域等との連携強化を推進します。

【進捗状況の点検と評価・公表】

本計画に基づく取組の実施に当たっては、年度ごとに点検・評価を行い、「荒尾市子ども・子育て会議」において報告を行うことでPDCAサイクルに基づき計画的に推進していきます。また、点検・評価の結果をホームページ等を通じて公開します。